

八代広域行政事務組合議会
令和8年2月定例会・会議録
(第2号)

主要目次

1. 管理者提出案件7件に対する質疑・討論・採決・一般質問・・・・・・・・ 3
2. 会議録署名議員の指名・・・・・・・・ 13

令和8年2月24日（火曜日）

八代広域行政事務組合議会 令和8年2月定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和8年2月24日（火）

1. 招集場所 八代広域行政事務組合議場

1. 出席議員及び欠席議員の氏名

(1) 出席議員（10人）

1番 堀口 晃 君	2番 大倉 裕一 君
3番 野崎 伸也 君	4番 田方 芳信 君
5番 山本 敬晃 君	6番 北園 武広 君
7番 成松 由紀夫 君	8番 金子 昌平 君
9番 木下 厚 君	10番 上田 俊孝 君

(2) 欠席議員（なし）

1. 説明のため会議に出席した者の職、氏名

管理者	小野 泰輔 君（八代市長）
副管理者	藤本 一臣 君（氷川町長）
監査委員	野々口正治 君
消防長	谷口 研朗 君
次長兼危機管理監兼八代消防署長	
	北田 浩信 君
次長兼会計管理者兼会計課長	
	久保田宏之 君
みなと消防署長	吉村 満 君
鏡消防署長	今尾 武志 君
総務課長	中村 広喜 君
予防課長	江嶋 正 君
警防課長	久保田鉄也 君
指令課長	丸下 進 君

1. 職務のため議場に出席した職員の職、氏名

総務課審議員兼課長補佐	塩田 憲宜 君
総務課総務係長兼会計課会計係長	
	小林 裕明 君
総務課主任兼会計課主任	増田 愛 君
総務課主任	澤井 光郁 君

1. 議事日程（第2号）

日程第1 議第1号 令和7年度八代広域行政事務組合一般会計補正予算
（第4号）（質疑）

- 日程第2 議第2号 令和8年度八代広域行政事務組合一般会計予算（質疑）
日程第3 議第3号 専決処分の報告及びその承認について（質疑）
日程第4 議第4号 財産の取得について（質疑）
日程第5 議第5号 財産の取得について（質疑）
日程第6 議第6号 八代広域行政事務組合職員等の旅費に関する条例等
の一部改正について（質疑）
日程第7 議第7号 八代広域行政事務組合火災予防条例の一部改正につ
いて（質疑）
日程第8 一般質問
日程第9 会議録署名議員の指名

1. 会議に付した事件

1. 日程第1
1. 日程第2
1. 日程第3
1. 日程第4
1. 日程第5
1. 日程第6
1. 日程第7
1. 日程第8 一般質問 堀口 晃 君
1. 日程第9

(午前10時00分 開議)

○議長(野崎伸也君) これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりでございます。

― 日程第1～日程第7 ―

○議長(野崎伸也君) 日程第1から日程第7まで、すなわち、議第1号から同第7号までの議案7件を一括議題とし、これより本7件に対する質疑並びに日程第8・一般質問を行います。

○議長(野崎伸也君) 本定例会における一般質問の通告は、1名であります。

それでは、通告に従い順次発言を許します。堀口晃君。

▲堀口晃君 はい。1番、堀口晃です。

(堀口晃君 登壇)

▲堀口晃君 皆さん、おはようございます。

(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回、質問通告させていただきましたのは、1点、職員の不祥事についてであります。消防は、市民の生命・身体・財産を守る、極めて公共性の高い組織であります。その消防組織において不祥事が発生したことは、市民の信頼を大きく損なうものであり、決して軽視するものではありません。

過去10年間の八代広域行政事務組合で発生した不祥事については、2017年9月に勤務中における窃盗、これは、20代の男性消防士が、勤務中に同僚職員の現金を盗むという事案が2件発生しております。そして、その3年後、2020年7月においても窃盗による逮捕。これは、24歳の男性消防士が、宇城市内のスーパーでアイスクリームを4点万引き、これは窃盗ですけども、したという事案。そしてまた、その3年後、2023年10月には、22歳男性消防士が酒気帯び運転で検挙されております。それから、昨年2025年11月に報告がありました事案2件でございます。1件は、飲酒により酩酊状態になり飲食店で店員に肘鉄をするという暴行行為であります。負傷は無かったものの、懲戒処分、戒告処分となった事案であります。もう1件は、44歳男性消防司令補が、訓練中に部下への過度な筋肉トレーニングを強要するなどパワーハラスメントでありました。

このような消防職員の不祥事が、3年ないし2年おきに発生していることに対し、その発生原因、不祥事に対する監督・管理、綱紀粛正がなされているのか疑問に思い、今回の一般質問に至った次第であります。

更に、今回の一般質問の打ち合わせの時に驚きの事件が、事案が発生したことをお聞きしました。消防長の方から、実は1月18日日曜日午前4時頃、熊本市内の駐車場に停車中の車両に20代男性消防士が車をぶつけ、そして逃走したとの事案であります。車両には人が乗っておらず、人命にはかかわる問題はないと

の事でありましたが、そこに人が乗っていても、消防士として同じことを行ったのでしょうか。人命救助という崇高な職務を背負って日々努力されている方々は沢山いらっしゃると思います。いや、多くの方々が消防士という職業を誇りに持ち、日々研鑽に励まれていると私は確信をいたしております。ただ、このような事案が発生すると、職員全体のこれまで築いて来られた信頼を著しく失墜するものであります。このようなことが立て続けに発生していることに驚いているところであります。

今回の質問は、特定の個人を非難する、そういうことを目的とするものではありません。起こったことに対し、事実は覆ることがないからであります。今後、同様の事案を二度と起こさないため、組織として何が不足していたのか、そして、再発防止に向けて実効性のある対策をとられているのかを確認するためのものであります。

この事を踏まえ、いくつか質問をさせていただきます。

まず1点目、今回の不祥事の概要と事実確認をさせていただきます。先程も申し上げましたが、令和7年11月に本会議において報告があった2件についてであります。1件目は、酩酊による粗野な言動行為。また、2件目はパワーハラスメントが2件。消防職員による不祥事についてであります。今回の不祥事について、単なる個人の資質の問題として処理するのではなく、組織の風土、職場環境、そして管理体制など、構造的な要因の検証が、私は不可欠であると考えます。組合として、どのような視点で原因分析を行っているのかお尋ねいたします。

そして、2点目、事案の内容と発生時期についてでございます。1つ目、酩酊による粗野な言動行為は、令和7年5月に発生したものであります。2つ目の2件は、令和6年7月と令和7年5月に発生したパワハラであります。本議会に説明があったのが令和7年11月でありました。報告までかなり時間がかかっていると思います。発生から議会への報告まで相当の期間を要しております。この間、組織としてどのような段階で事実を把握し、なぜ、この時期に報告となったのかお聞かせください。

また、本事案が判明した後、組合として適切であったと認識しておられるのかお聞かせをいただきたいと思います。例えば、初動体制、初動対応、そして、内部調査、内部体制、情報の共有とその方法もお聞かせいただければと思います。

更に、本事案を踏まえ、現行の指揮命令系統や管理監督体制が十分に機能したと言えるのか。事案の検証結果と課題について管理職を含めた監督体制に問題はなかったのか。組織としてどのように検証しているのか。お尋ねいたします。それについては、職務規律の指導、コンプライアンス研修、ハラスメントや不祥事を予防するための教育などなど、お聞かせいただきたいと思います。

市民の信頼を回復するため、再発防止として示される施策が、形式的な研修や注意喚起にとどまることであれば、根本的な解決にはならないと考えます。具体的に、行動を変える仕組み、チェック機能、違反を早期に把握できる体制などをどのようにして構築していかれるのかお尋ねいたします。

消防に対する市民の信頼を回復するためには、組織内部だけで完結するのではなく、市民に対して説明責任を果たすことが不可欠だと考えます。今後、どのような形でどこまでの情報を市民に公開していくのか、明確な方針をお願いいたし

ます。

以上、壇上からの質問を終わり、再質問については 発言者席より行います。

◎消防長（谷口研朗君） はい、議長。（挙手）

○議長（野崎伸也君） 消防長 谷口研朗君。
（消防長 谷口研朗君 登壇）

◎消防長（谷口研朗君） 皆様、おはようございます。
（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

まず始めに、これまでの本組合における不祥事の発生、また、本組合において複数の不祥事を発生させましたことに対しまして、深くお詫びを申し上げます。

また、組合議員各位には、令和7年11月での遅い御報告となり、御迷惑をおかけいたしました。

当初、本組合といたしましては、複数の事案が同時期に発生していたため、処分報告までをまとめて報告する予定でありましたが、パワーハラスメント2件についての調査期間が長期に及んでしまいましたので、その後の賞罰審議会での処分決定も遅くなり、御報告が遅れたものでございます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、議員御質問の1点目、不祥事の概要と事実確認についてお答えいたします。

まず、酩酊による粗野な言動行為についてお答えいたします。本件は、令和7年5月、本組合職員が非番の日において、飲食店での飲酒により酒に酔い、同席していた飲食店従業員に対し、ふざけて寸止めで肘打ちをする行為を繰り返していたところ、その肘が顔を覆っていた店員の手を介して顔にあたったものです。なお、従業員に負傷等はありませんでした。本件は、当該行為職員及び同席していた同僚職員に対して、事実確認のための聞き取りを実施し、本組合が認知した約1週間後、飲食店店員及び関係者に直接お会いし、所属長と当該行為職員が謝罪をいたしました。この件に係る当該行為職員の処分につきましては、11月5日の賞罰審議会の結果を踏まえ、戒告の懲戒処分といたしました。

次に、パワーハラスメント2件について、お答えいたします。

令和6年度において、消防署で過度な筋トレが行われているとの訴えがあったため、組織としても当時の管理職員が行為者や管理監督的立場にある職員に対して、指導・注意を行っておりましたが、その後、問題解決に向け関係職員の面談、調査を複数回に渡り進めていたところ、今回のハラスメント行為をした職員が同僚職員を押して、車両に接触し腕を負傷させる行為が発生していたことが、6月上旬に判明をいたしました。

その事案を受け、当消防本部では、ハラスメント調査委員会を設置し、第三者である弁護士を委員会の委員としまして委嘱し、同年7月9日から10月21日までの間、同弁護士による聞き取り調査等が実施されたものでございます。

その結果、聞き取り調査の中で、過去に発生しておりましたボクシンググローブを装着して肩にパンチをしたパワーハラスメント行為1件も発覚し、10月2

3日に第3回のハラスメント調査委員会を開き、パワハラ行為として2件認定されたものでございます。

この件に係る当該職員の処分につきましては、飲酒による粗野な言動の案件と同様に11月5日の賞罰審議会の結果を踏まえ、停職1月の懲戒処分といたしました。また、管理監督者としての指導監督不適として、当時の上司等を含め関係職員を文書による嚴重注意処分としております。

以上が不祥事2件の概要と事実確認でございます。

続きまして、質問の2点目、初動対応、内部調査の体制、情報共有の方法についてお答えいたします。

まず、酩酊による粗野な言動行為についての初動対応につきましては、先程説明いたしましたとおり、行為職員からの報告はなく、令和7年5月に関係者からの電話連絡で発覚し、当該行為職員及び同席していた同僚職員に対して、事実確認のための聞き取りを実施し、本組合が認知した約1週間後、飲食店店員及び関係者に直接お会いして所属長と当該行為職員が謝罪を行いました。

日頃から、職場研修等を通じて服務心得等を職員に周知し、公私を問わず服務規律を確保するよう指導しておりますが、今回、行為職員からの報告が遅延したことにより、組織としての初動が遅れたことは事実であり、今後は全職員に対し、公務員としての自覚の意識付けによる不祥事の防止並びに所属長への迅速な報告等について、さらなる徹底を図っていく所存でございます。

また、本事案に係る内部調査の体制につきましては、令和7年5月に本組合が把握した後、直ちに行為者及び同席していた同僚職員に対して聞き取り調査を実施し、その後所属長が被害者及び関係者と連絡を取り、約1週間後には被害者の方へ直接お会いして、誠心誠意、謝罪をさせていただいております。組織としては迅速な対応ができたのではと認識しております。

次に、パワーハラスメント2件についての初動対応についてであります。本件は、前年度に消防署内で過度な筋トレが行われているとの訴えがあり、その時点でハラスメント防止要綱に沿った行為者、被害者、第三者からの聞き取り調査などの措置が講じられていれば、今回の非違行為の対象となったハラスメント行為2件は、事前に防止できたと認識しております。

ハラスメントの防止等に関する要綱が策定されていたにも関わらず、結果として、職員が気兼ねなく相談窓口に通報できる環境になっていなかったことや、組織として問題の根幹を把握するための事実確認の聴取時期や方法が不十分であったと反省をしております。

次に、本件に係る内部調査の体制につきましては、本組合ハラスメントの防止等に関する要綱の規定に準じて、通報、事実確認、委員会の設置等により、内部調査体制は整っていたものの、調査以前の職員等からの相談ができる体制が不十分であったため、調査を進めることができなかつたと反省をしております。

本件につきましては、社会保険労務士から、職員からの相談や調査等に対する規定や対応する姿勢が不十分であり、実効性を高める組織的な対応に改善していく必要があるとの御指摘を受け、必要な規定の改正や組織対応等について検討し、併せて被害職員へのフォローアップについても御指導をいただいているところでございます。

今後は、報告の時期等について、本組合の本来の方針を確立し、報告が遅延しないよう情報共有を適時適切に行ってまいります。

改めまして今回、議員各位への御報告が遅れましたことに対しまして、深くお詫びを申し上げます。

以上が不祥事2件の初動対応、内部調査の体制、情報共有の方法でございます。

続きまして、質問の3点目、管理監督責任についてお答えいたします。

初めに、今回の懲戒処分に係る管理職員の管理監督体制につきましては、議員の御指摘のとおり、指揮命令系統や管理監督体制が十分に機能していなかったことが最大の要因であり、管理職員を代表する消防長として責任を痛感しております。私自身も小野管理者から指導監督不適正として文書による嚴重注意の処分をお受けし、猛省しているところでございます。

管理職員には、改めて毎月の会議等を通じて、平素から職員への指導監督を徹底し、特に職員への個人面談等を通じての気付きや変化を見逃さず、意見等に傾聴して不祥事等の未然防止に配慮するよう指導の徹底を行ってまいります。

以上が、管理監督責任についてでございます。

最後に、質問の4点目、再発防止と住民への説明責任についてお答えいたします。

再発防止策につきましては、まず、服務規律の指導としまして、不祥事防止では、組織的な統制はもとより、職員個人の公務員としての自覚が重要であることから、令和7年11月1日に消防職員服務心得を改正し、職員がさらなる職責を自覚し、規律を保持し、以て公務員としての品格を厳正に保つために遵守すべき事項を規定いたしております。

この心得においては、平素より規律を厳正に保つよう努めるとともに、消防の使命が安寧秩序の保持と社会公共の福祉の増進にあることを深く自覚し、所属長を中心に一致協力して職務にあたること、職務の遂行にあたっては、常に礼儀正しく、懇切、丁寧を旨とし、粗暴な言動又は態度を慎むこと等を規定し、公私における公務員としての倫理を常に持ち合わせることを規定いたしております。

この心得を含め、管理職員へ、職場研修を通じ日頃から繰り返し教育指導を実践するよう指示しており、このことは管理職員から所属の部下職員へも指導がなされております。

次に、コンプライアンス研修につきましては、令和2年4月に策定した本組合職員不祥事防止のための行動指針において、不祥事発生背景、不祥事防止の心構えと行動規範、管理監督者の心構え等を規定し、全職員へ周知しておりましたが、懲戒処分直後に再度周知するよう管理職員に指示をいたしました。

また、不祥事防止につきましては、定期的に職員に不祥事について考えさせ、対策を実践させることが重要であることから、毎月、管理職員が提示した全国の消防本部の不祥事案の中から、各課署で課題等を選定して不祥事防止に係る意見交換会を実施することとし、検証結果の報告を受けた所属長が職員の不祥事への認識や理解、また、行動の変化等に気づいて適宜指導するというを行わせております。

次に、ハラスメントや不祥事防止に関する教育につきましては、職員がハラスメントに係る認識等を高める必要があることから、社会保険労務士を講師に招き、

全職員が視聴できるよう動画配信によるハラスメント防止研修を昨年の11月と12月に、それぞれ実施いたしております。

今後も毎年実施することとし、県などが主催するハラスメントの研修会等に積極的に参加させるなど、ハラスメントアンケート調査の実施と併せて、職員のハラスメント防止への意識の徹底や不祥事の未然防止に繋がりますよう取り組んでまいります。

最後に、チェック機能、違反を早期に把握できる体制につきましては、現在、八代市からの助言や指導を受けており、公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報等に関するガイドラインに基づく内部通報や外部通報の要領等を策定し、必要な組織体制を図ることといたしております。

本要領等により、職員の非違行為に対する、職員や地域住民の皆様方からの通報等によるチェック機能等が図られるとともに、職員の非違行為の抑止にも繋がると考えております。

続きまして、住民への説明責任につきまして、説明の在り方の観点から御説明いたします。

今回の職員の不祥事に係る懲戒処分につきましては、国及び八代市に倣って策定している本組合の懲戒処分の指針に基づき、組合運営の公開性の向上及び公務員倫理の徹底に資するため、処分の内容を本組合のホームページで公表をいたしました。

併せて、本件を極めて重大な事案であると捉え、住民の皆様方へ真摯に公表する義務があることとし、記者会見を行い、今回の不祥事の概要や今後の本組合の再発防止等についてお答えするとともに、不祥事に対して謝罪させていただいたところでございます。

公表につきましては、本組合懲戒処分の指針に基づき実施しており、その目的が職員の非違行為に対して道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持するものであること、並びに処分事案に係る被害者のプライバシー保護等に配慮し、被害者が特定されるおそれがないよう、個人の特定につながる可能性のある情報につきましては、公表の対象外といたしております。

今回の職員の不祥事に関しまして、組合議員の皆様方へ、本事案の詳細や記者会見の開催等について事前にお伝えすべきでございました。

今回の御指摘を受けまして、今後は、適切な情報の提供等についても徹底してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

▲堀口晃君 議長。(挙手)

○議長(野崎伸也君) 堀口晃君。

▲堀口晃君 消防長、ありがとうございました。色々と答えていただいてありがとうございます。今回の事案、今回は2点ほど取り上げさせていただきましたが、その前の分の飲酒運転だったり、窃盗であったりとか、2年か3年おきに起きてるわけですね。ここ1年は毎年のように起きてるような気がいたしております。

今年の1月、去年の11月という。ですから、そういう面では非常に大変だなと思います。先ほど、私言いましたけどですね、1月18日に起きた事案、当て逃げて言っていないのでしょうか、どうかわかりませんが、その件についても、誰かから通報がないとその事案が発覚しなかったということになりますよね。先ほどの飲食店で酩酊した部分の粗野な行動という部分がありました。これも本人から直接消防長若しくはその係の者に伝えてもらったわけではないわけですよ。その後のパワーハラスメントについては、職員の皆さんから、こういう過度な筋トレが行われているとの訴えがあって、初めて、そこで発覚したという。こんな本人はそこに自覚がなかったということになるかと思います。そのへんのところについて、初動対応というのは、組織としての初動対応は良かったかもしれませんが、本人が何をしなければならぬかということが、まず、必要じゃないかと思っています。

そこで、消防長自らが管理監督体制の不備を最大の要因と認められたことについては、重く受け止めたいというふうに思います。

また、ハラスメント防止要綱がありながらも、職員が気兼ねなく相談できる環境ではなかったこと、事実確認の時期や方法が不十分であったこと、これを認められた点についても、率直な答弁であったというふうに受け止めております。しかしですね、そこが一番重要なところなんですよ、今回の一連の事案については、内部で把握できていなかったこと、そして、相談体制が十分に機能していなかったこと、そして、管理監督が実効的に働いていなかった、こういうことを今お認めになったわけですけども、ということはずですよ、内部統制の限界にきているんじゃないかというふうなことに繋がってくるわけでございます。

そこでお尋ねいたします。今回、ハラスメント調査委員会に弁護士を委員として委嘱されたとのことですが、これはあくまでも個別事案の対応であります。今後、不祥事を未然に防ぐために、常設の第三者機関を設置し、職員や住民が直接相談・通報できる外部窓口を制度化するお考えはないのか、お聞かせいただきたいと思っております。

現在、公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度を策定中との答弁がございました。しかし、内部通報制度が内部のみで完結する場合、通報者が本当に安心して通報できるのか、私は大変疑問に思っているところであります。とりわけ、この消防組織というものにおいては、階級的組織であります。上司とか同僚に対する通報は心理的負担が極めて大きいものがあるようであります。通報者の匿名性、独立性、保護措置をどのように担保するのか。また、通報内容の調査・判断において、組織の利害関係から独立した第三者が関与する仕組みを構築する考えはないのか、明確にお示しいただきたいと思っております。これまでも行動指針や要綱は存在しておりました。確かにあったんです。しかし、それでも不祥事は発生いたしました。必要なのは、組織の改革だけではないんです。外部の目、客観的な検証、そして透明性の確保、これが重要になってくるんだと思います。

改めてお尋ねいたします。本組合として、第三者機関の常設化、外部通報窓口の制度的確立、これらを具体的に検討する意思があるか、はっきりとした御答弁をお願いいたします。

◎消防長（谷口研朗君） 議長。（挙手）

○議長（野崎伸也君） 消防長 谷口研朗君。

◎消防長（谷口研朗君） 自席からお答えいたします。

議員御質問の内・外部通報相談窓口の設置についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、今回の懲戒処分に係る不祥事を受けまして、公益通報者保護法等に基づく内・外部通報相談窓口の設置の必要性並びに通報者が通報、相談等を実施した事実や、通報、相談等による不利益な取扱いを受けないようにするための組織体制が必要であると認識しております。

内・外部通報相談窓口の設置につきましては、令和7年10月に、八代市の公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報等に関するガイドラインに基づく内・外部通報の要領等に倣い、本組合の要領等を策定して施行する準備を進めていたところではございますが、小野管理者から八代市の要領等を改正する見込みであり、改正後の要領等を以て本組合は準用してはどうかとの御助言をいただいているところでございます。

現在は、熊本県が実施する公益通報者保護法に関する説明会などの研修会に積極的に参加して、必要な規定や組織体制についての習熟を図りながら、八代市の要領等の策定を待っている状況でございます。

従いまして、現時点での内・外部通報相談窓口の設置等につきまして、明確に施行時期等をお答えすることはできませんが、策定並びに施行に向けて鋭意努力してまいり所存でございます。

以上、御質問に対するお答えとさせていただきます。

▲堀口晃君 議長。（挙手）

○議長（野崎伸也君） 堀口晃君。

▲堀口晃君 御答弁いただきましてありがとうございました。内部通報・外部通報の相談窓口の設置の必要性については認識をされているというようなことを確認いたしました。しかしながら、施行の時期については、まだということでございます。小野管理者の方から、八代市の要領が改正する見込みであるということでございます。その改正を待っている状況であるということも御答弁いただいたところでございます。

信頼を回復するためにはですね、自主的な制度設計、期限を決めた実行、第三者性を担保した仕組みづくりが必要になってまいります。八代市の行動を待つのではなく、本組合として主体的に判断し、できることから直ちに実行に移すべきだと。今、先ほどもですね、研修会とか勉強会、そういったものを随時行っていくとありましたが、私は一過性のものになってもらっても困るだろうなと思います。

以前、私がサラリーマンをやっていたときに、毎朝朝礼というのがございました。その朝礼の中で仕事十訓、私たちは何をすべきなのかということ、社

会に奉仕するとか、お客さんのためになるとか、いろんな部分を仕事十訓を作って、毎朝、社員がそれを唱えるんです。1人が唱えて、あとは、皆さんと一緒に同じものを唱える、今回のこの不祥事について、たった1分ぐらいなんです。10言ったとしてもですね。それを毎朝言うと、自分の身に染みるんですね。やっちゃいけないこと。何をしたらいいのか。私は何のためにここにいるんだということ。使命感、そういったものを毎朝唱えるという、こういったことを私はサラリーマンのときにやってまいりました。それと同じようなことをやれと言いませんが、少なくとも毎日何か、同じような、共通のものを持って、皆さんと一緒に共通認識をするという部分は、私は必要だと思います。研修に行つて、聞いて終わりではなくて、毎日同じことを何回も何回も暗記するくらい、最初は読んでもいいですよ。持っていて。その内、10個くらいはですね、全て空で覚えるようになります。毎日一人一人が今日1日何をしなければならないかという部分を、ちゃんと職員一人一人が考えて、声に出して言う。これが、私は大切じゃないかなというふうに思っております。

そこで、今言いました外部の通報窓口の明確な設置、第三者が関与する検証体制の制度、通報者保護の実効性、これらを早急に八代市の方と、改正ができたときには早急に取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後になりますけれど、信頼は謝罪によって回復するものではありません。制度を変え、行動を変え、仕組みを変えてこそ、初めて信頼を回復していくものがあります。市民の信頼を本気で取り戻す覚悟はあるのか、その姿勢を示していただきたいと思っております。

そして最後に重要な事でもありますので申し上げます。今回のこの教訓を活かさないのであれば、次の不祥事を止めることはできません。とりわけ、職員が安心して声を上げられる内部通報・相談体制の確立は、組織の改革の要であります。同じ過ちを繰り返さないという強い決意のもと、主体性とスピード感をもって、第三者性を備えた制度の確立に取り組まれることを強く要望いたします。

消防は市民の生命と安全を守る最後の砦であります。その誇りと信頼を取り戻すため、組織として、また、消防の一つのチームとして本気の改革を期待し、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野崎伸也君） その他、質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野崎伸也君） ないようです。以上で、議第1号から議第7号に対する質疑、並びに一般質問を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野崎伸也君） 以上で討論を終わり、これより採決いたします。

議第1号・令和7年度八代広域行政事務組合一般会計補正予算・第4号について、これを原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（野崎伸也君） 起立全員。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（野崎伸也君） 議第2号・令和8年度八代広域行政事務組合一般会計予算について、これを原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（野崎伸也君） 起立全員。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（野崎伸也君） 議第3号・令和7年度八代広域行政事務組合一般会計補正予算・第3号に係る専決処分の報告及びその承認について、これを承認するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長（野崎伸也君） 挙手全員。よって、本件は承認することに決しました。

○議長（野崎伸也君） 議第4号・災害対応特殊消防ポンプ自動車に係る財産の取得について、これを可決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長（野崎伸也君） 挙手全員。よって、本件は可決されました。

○議長（野崎伸也君） 議第5号・救助工作車Ⅱ型に係る財産の取得について、これを可決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長（野崎伸也君） 挙手全員。よって、本件は可決されました。

○議長（野崎伸也君） 議第6号・八代広域行政事務組合職員等の旅費に関する条例等の一部改正について、これを原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長（野崎伸也君） 挙手全員。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（野崎伸也君） 議第7号・八代広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について、これを原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長（野崎伸也君） 挙手全員。よって、本件は原案のとおり可決されました。

— 日程第9 —

○議長（野崎伸也君） 日程第9、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第85条の規定により、会議録署名議員に田方芳信君、木下厚君を指名いたします。

○議長（野崎伸也君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会にあたり、管理者から発言の申し出がありますのでこれを許します。

◎管理者（小野泰輔君） 議長。（挙手）

○議長（野崎伸也君） 管理者 小野泰輔君。

（管理者 小野泰輔君 登壇）

◎管理者（小野泰輔君） 閉会にあたりまして、一言、お礼を兼ねて御挨拶申し上げます。

今月9日から始まりました本組合議会2月定例会におきましては、提案いたしました令和8年度一般会計予算をはじめ全ての議案につきまして、原案どおり御賛同をいただき、誠にありがとうございました。

本日成立いたしました令和8年度予算を、効率的かつ効果的に活用し、地域住民の皆様の安心・安全の確保に向け、職員一丸となって取り組んでまいります。

また、本議会において賜りました貴重な御意見・御要望につきましては、今後の組合運営にあたり、十分に留意し活かしてまいります。

特に今日は、堀口議員から、本組合の信頼回復についてのアクションをしっかりとやるようにと厳しい御質問もいただきました。私も管理者として、藤本副管理者と共に、綱紀粛正、そして、ガバナンス体制、コンプライアンス体制の構築、そして、職員の皆さんの意識向上、こういったものに全力で取り組んでいく所存でございます。

近年、全国各地で大雨や大雪、台風、地震、火災などによる災害が頻発し、大きな被害をもたらしております。管内におきましても、日奈久断層帯による地震など、大規模災害がいつ発生してもおかしくない状況でございます。

今後も、あらゆる災害に的確に対応するために、消防体制の充実・強化を努めると共に、議員各位、構成市町及び関係機関との連携を強化して参ります。

2月下旬となり、少しずつ春めいてまいりました。季節の変わり目で、寒暖差が大きく体調を崩しやすい時期でもございます。

議員各位におかれましては、体調にくれぐれも留意され、御活躍いただきますよう心から祈念申し上げますとともに、今後とも組合の運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野崎伸也君） これをもちまして、八代広域行政事務組合議会令和8年2月定例会を閉会いたします。

（午前10時42分 閉会）

1. 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 8 年 2 月 24 日

八代広域行政事務組合議会 議長

(野 崎 伸 也)

同 議員

(田 方 芳 信)

同 議員

(木 下 厚)